

特優賃ハッピー応援プラン（ハッピー応援プランミニ）の入居促進概要（適用開始：H27.5.1～）

	特優賃ハッピー応援プラン ・ 特優賃ハッピー応援プランミニ			
	新婚ネオライフプラン	子育て安心プラン	シルバー同居交流プラン	生活ラクとくプラン
目的	少子化の進展に対応し、特優賃の立地特性を生かして新しい世帯の独立を支援することを目的とする。	少子化の進展に対応し、平均専有面積が65㎡を上回る特優賃の面積特性を生かして子育て世帯を支援することを目的とする。	高齢化の進展に伴い、施設介護から在宅介護への転換が図られるなか、老親を扶養する世帯を支援することを目的とする。	新たな生活を始める世帯の家計の負担軽減を支援することを目的とする。
期間	終期： 公社による特優賃管理期間終了まで			
対象者(対象資格)	①上記期間に対象団地へ新規入居申込みをする世帯。(共通)			
	②契約時点で婚姻成立後2年以内の世帯、もしくは契約日から3か月以内に入籍可能な婚約中の世帯。	②契約時点で中学校卒業前の子供を扶養し、同居する世帯、または資格審査時点で、母子手帳により出産予定が確認できる世帯。※出産予定の場合は出産後、適用。	②60歳以上の親と同居するために新たな賃貸住宅を必要とする世帯。	②他3プランが適用されない世帯。
対象団地	ハッピー応援プラン対象団地 ハッピー応援プランミニ対象団地 (詳細は別紙プラン一覧表参照)	37団地(借上型 31団地/直接型 6団地) 17団地(借上型 13団地/直接型 4団地)		
補助内容	①一般入居者負担額に対して、月額 20,000 円(生活ラクとくプランは 10,000 円)を限度に補助する。 ※特優賃ハッピー応援プランミニ対象住宅については、月額 10,000 円(生活ラクとくプランは 5,000 円)が限度となる。 ②入居者負担額の最低負担限度額は月額 50,000 円(共益費は含まない。)とする。 ③借上型特優賃の補助期間は、適用資格を確認した後、翌月から対象団地の特優賃管理終了時(特優賃の用途廃止又は、借上契約の解除の時を含む。)までとする。 ④直接型特優賃の補助期間は、適用資格を確認した後、翌月から60か月、対象団地の特優賃管理期間が60か月に満たない場合はその期間とする。 ⑤複数の資格に該当する場合でも、いずれか1プランのみの適用とする。 ⑥期間中において、対象団地が変更となる場合があります。 ⑦アメニティコート甲子園Ⅱの2DKはハッピー応援プランミニ、2LDK及び3LDKはハッピー応援プランの対象とする。 ⑧ダイヤステージ芦屋はフラット入居者負担額の対象団地であるが、ハッピー応援プランミニを併用することができる。			
補助の開始と終了	①入居月(月途中の入居の場合は、翌月)から所定の期間で補助する。(日割補助は行わない。)また、退去時も日割補助は行わない。			
資格の確認	①入籍条件は、入籍後の戸籍謄本・抄本又は住民票により確認する。	①課税証明書、住民票等により確認する。 ②資格審査時に母子手帳により確認した場合は、出生後の住民票により確認する。	①入居後の入居者全員の住民票により確認する。	①入居後の入居者全員の住民票により確認する。
留意事項	①結婚予定での入居の場合、入籍を確認後の翌月から補助を開始する。 ②単身で申込み、入居後に結婚・入籍した場合は、補助の対象としない。 ③当プランの補助交付期間中であっても、婚姻関係が無くなった場合は、その該当月から補助を打ち切る。	①出産予定での入居の場合、子供の出生確認後の翌月から補助を開始する。 ②当プランの補助交付期間中であっても、対象となる「子」が転出、死亡した場合は、その該当月から補助を打ち切る。 ③一般申込により入居した後に、出生や養子縁組等により「子」と同居する場合は、補助の対象としない。	①一般申込により入居した後に、「親」と同居する場合は、補助の対象としない。 ②当プランの補助交付期間中であっても、「親」が転出、死亡した場合は、その該当月から補助を打ち切る。 ③同居する「親」とは、契約者又は、その配偶者の親とする。	①資格審査時に「新婚ネオライフ」、「子育て安心」、「シルバー同居交流」に適合しないと判断すれば「生活楽とく」を適用する。
共通事項	①現に公社特優賃に入居している世帯は、対象としない。 ②理由の如何を問わず、当該住戸の「特優賃の認定が取り消された場合」には補助を打ち切る。 ③不正等により補助を受けていることが判明した場合には、その時点まで遡って補助金相当額を請求する ④申込み後、3か月以内に契約(入居)できる世帯を対象とする。			